

②学則

茨城県立古河第二高等学校介護福祉士養成課程に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 茨城県立古河第二高等学校福祉科（以下「福祉科」という。）は、高等学校における教育の基礎の上に、より精深な程度において、福祉の事項を教授し、その研究を指導することにより、高度な知識技能と豊かな情操をもった有為な介護福祉士を育成することを目的とする。

第2章 位置、課程、学科、定員及び修業年限

(位置)

第2条 茨城県古河市幸町19番18号

(課程、学科)

第3条 課程は全日制とし、学科は福祉科とする。

(定員)

第4条 生徒総定員は120人とし、1学年1学級40人とする。

(修業年限)

第5条 修業年限は、3年とする。

第3章 養成課程及び履修方法

(養成課程)

第6条 介護福祉士国家試験受験資格取得のため、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」第八条第一号（別表第五）に定める養成課程を置くこととする。

(履修方法)

第7条 生徒は教育課程の定めるところにより、規定された科目をすべて履修し、修得しなければならない。

2 前項の科目と単位数は以下の54単位とする。

科目名	単位数	時間数
社会福祉基礎	4	140
介護福祉基礎	5	175
コミュニケーション技術	2	70
生活支援技術	11	385
介護過程	4	140
介護総合演習	3	105
介護実習	13	455
こころとからだの理解	8	280
人間と社会に関する選択科目	4	140
合計	54	1890

*1単位を35時間/年間として換算

第4章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 県民の日を定める条例（昭和43年茨城県条例第3号）による県民の日

(4) 創立記念日

(5) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで

(6) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(7) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで

(8) 学年末休業日 3月23日から3月31日まで

(9) 前各号に定めるもののほか、教育長が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、教育長の承認を得た日

2 校長は、前項の規定にかかわらず、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があると認めるときは、前項第1号から第4号までの休業日に授業を行い、授業日を休業日に振り替えることができる。

3 校長は、第1項の規定にかかわらず、教育上必要があると認めるときは、同項第6号から第8号の休業日の一部を授業日にすることができる。

4 校長は、第1項及び前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、第1項第5号から第9号までの休業日又は前項の規定による変更後の休業日の一部を授業日にすることができる。

5 校長は教育上必要があると認めるときは、第1項第5号から第9号までの休業日の期間中に、生徒を出校させることができる。

(非常変災等による授業停止)

第10条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

第5章 教育課程その他

(教育課程の編成)

第11条 教育課程は、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学・厚生労働省令第2号）の定める指定基準及び教育委員会が定める基準に従つて、校長が編成する。

(授業時数等)

第12条 校長は、授業を行なう日数、時間数及び授業の終始の時刻を、毎年4月初めにこれを定める。

(学習の評価)

第13条 各教科、科目の評価は、平素の成績を考査して行なう。

(単位の認定)

第14条 学校は、所定の3分の2以上（介護実習のみ5分の4以上）の授業を受けた者に対して、その成果が教科、科目の目標からみて満足できると認められる場合は、その教科、科目について、所定の単位を修得したことを認定する。

(課程の終了)

第 15 条 福祉科の課程の終了認定は、校長が所定の全課程を修了したと認めた者について、これを行なう。

(卒業証書等)

第 16 条 校長は、福祉科の課程を終了したと認定した者に対して、卒業証書を授与する。

2 校長は、必要ある場合は、単位修得証明書を授与することができる。